

令和8年度

国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区
土地所有状況調査・営農計画等検討業務

特 別 仕 様 書

(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容															
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区土地所有状況調査・営農計画等検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書（案）によるものとする。															
(目 的) 第 1-2 条	本業務は渡良瀬川沿岸地区を対象に、過年度業務成果を踏まえ、土地所有状況調査、営農計画調査、経済効果の算定等を行うものである。															
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる位置は、栃木県足利市及び群馬県桐生市外 3 市 4 町地内で、別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第 1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。															
(管理技術者) 第 1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	－														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														

項 目	内 容															
(照査技術者) 第 1-7 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術 部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画作成時 2) 受益面積の整理の中間報告段階 3) 営農計画（案）の更新の中間報告段階 4) 経済効果の算定の中間報告段階 5) 成果取りまとめ時 6) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	－														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														
(担当技術者) 第 1-8 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。															
(保険加入) 第 1-10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。															

項 目	内 容																						
(参考図書) 第 2-2 条	(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 現地調査等で施設内に立ち入る際は、事前に監督職員及び施設管理者等と日程調整を行うものとする。 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>(株) 地球社</td><td>平成 15 年 8 月</td></tr><tr><td>2</td><td>[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株)大成出版社</td><td>平成 27 年 9 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月	2	農業農村整備事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月	2	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月						
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																				
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月																				
2	農業農村整備事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月																				
2	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月																				
(貸与資料) 第 2-3 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr><tr><td>事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区受益地調査・営農計画等検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書</td><td>1 式</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸 与 資 料	数量	事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区受益地調査・営農計画等検討業務 報告書	1 式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書	1 式
貸 与 資 料	数量																						
事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式																						
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式																						
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書	1 式																						
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																						
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																						
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書	1 式																						
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書	1 式																						
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式																						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区受益地調査・営農計画等検討業務 報告書	1 式																						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務 報告書	1 式																						
(貸与資料等の取扱い) 第 2-4 条	第 2-2 条、第 2-3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示す																						

項 目	内 容				
(関連業務) 第 2-5 条	る。 本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R8. 6～R9. 3</td></tr> </table>	業務名	業務実施期間	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6～R9. 3
業務名	業務実施期間				
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R8. 6～R9. 3				
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりで ある。				
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条、第 2-3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。				
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-3 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。				

項 目	内 容
(技術提案の履行) 第 3-4 条	(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pacauth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ(受益面積の整理の中間報告段階) 第 3 回 中間打合せ(営農計画(案)の更新の中間報告段階) 第 4 回 中間打合せ(経済効果の算定の中間報告段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R)により別途 1 部を提出するものとする。

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 (業務スライドの試 行) 第 6-2 条	2. 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合。 (8) その他 1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」 (令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 3) 発注者又は受注者は、2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 5) 2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2) ～ 5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 7) 6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 8) 4) 及び 7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が 2) 、6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条 (再調査) 第7-2条	は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。